

粕屋町シティプロモーションロゴマーク使用規約

(趣旨)

第1条 この使用規約は、粕屋町シティプロモーションロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に際して、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、粕屋町への愛着や誇りを高めるとともに、粕屋町のイメージを町内外に発信し、シティプロモーションを推進するために使用する。

(デザイン)

第3条 ロゴマークは、粕屋町シティプロモーションロゴマーク使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定めたとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第4条 ロゴマークに関する著作権その他一切の権利は、粕屋町に帰属する。

(ロゴマーク使用基準)

第5条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 粕屋町のイメージや品位を傷つける又はそのおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれがあるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用するとき。
- (5) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を粕屋町が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- (6) 特定の商品名やブランド名として使用するとき。
- (7) その他、町長が適当でないとき。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の届出)

第7条 粕屋町への届出は原則不要とする。ただし、グッズの販売等に使用する場合は、事前に粕屋町シティプロモーションロゴマーク使用届（別記様式）により届け出るも

のとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する者は、ガイドラインを遵守するものとする。ただし、町長が認めた場合はこの限りではない。

(使用の中止)

第9条 町長は、ロゴマークを使用する者が前条に定める事項を遵守しないときその他この規約に違反したときは、ロゴマーク使用の中止を求めることができる。

(使用者の責任)

第10条 使用者がロゴマークの使用により粕屋町に損害を与えた場合、町長はその賠償を請求することができる。

2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに町長に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、粕屋町は損害賠償、損失補填、その他法律上の一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この使用規約に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この使用規約は、令和7年6月1日から施行する。